

## よくある質問①：原産品であることを明らかにする根拠資料について



原産品であることを明らかにする根拠資料はどのようなものですか？

協定上の原産品としての資格を得るための要件を満たすことを示す資料です。



- 例えば、確認の対象となる貨物の生産に係る契約書、仕入書、価格表、総部品表、製造工程表等の資料があります。
- 原産性を確認するため、当該貨物の品目別規則等に応じて、当該貨物の材料の生産者・製造者まで遡って、製造工程や材料一覧等の詳細な根拠資料を提出いただく可能性があることにご留意ください。